令和３年４月

　新１年生 保護者　様

令和３年度 「奨学のための給付金」〈新入生への一部早期給付〉の受給申請について

　日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

　さて、「奨学のための給付金」〈新入生への一部早期給付〉の申請の流れについて、下記のとおりご案内します。

記

１　制度概要

本制度は、生活保護受給世帯　または　保護者全員の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額が非課税（０円）である世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する制度です。

　通常の「奨学のための給付金」は、７月中旬から申請を受け付け、１２月頃に給付金を一括で支給しますが、令和３年度新入生のうち希望される方は、給付金の年額の一部（４月～６月分）を早期に受給することができます。

　制度の詳細については、入学前にお配りしている　令和３年度東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度の御案内＜新入生への一部早期給付＞　をご覧ください。

　　**※一部早期給付の申請をして認定された方も、給付金の残額（７月～翌３月分）を受給するためには、通常の申請時期（７月中旬）に再度、申請書と必要書類をすべて提出していただく必要があります。**

２　対象となる方　および　給付額

令和３年度 東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度のご案内＜新入生への一部早期給付＞　の　「１ 対象確認シート」「２ 給付額」「３ 対象となる方の詳細」をご覧ください。

３　提出書類

　提出書類の詳細については、　令和３年度 東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度のご案内＜新入生への一部早期給付＞　の　「５　必要書類」をご覧ください。

**※☆マークがついている書類は、学校ホームページからダウンロードしていただくか、経営企画室窓口で配布します。**

**※入学時の就学支援金の申請で既にマイナンバーを提出された方は、マイナンバーや課税証明書は提出不要です。**

〇生活保護受給世帯

　①奨学のための給付金受給申請書（☆）

　②支払金口座振替依頼書（☆）

　③上記、「支払金口座振替依頼書」の内容が確認できる通帳の写し

　④生業扶助受給証明書（☆）

〇非課税世帯

　①奨学のための給付金受給申請書（☆）

　②支払金口座振替依頼書（☆）

　③上記、「支払金口座振替依頼書」の内容が確認できる通帳の写し

　④住民票の写し　または　住民票記載事項証明書（☆）

　⑤兄弟姉妹の健康保険証の写し

　　（**高校生でない、１５歳以上２３歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合のみ**）

　　（保険証が国民健康保険の場合のみ、扶養申立書（☆）も併せて提出してください）

　⑥兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書

　　（**都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいて、第２子としての申請をする場合のみ**）

（裏面も必ずご覧ください）

４　提出期限

　　令和３年６月２５日（金）

５　留意事項

　〇審査の結果は、申請者あてに文書で通知します。

　〇早期給付の給付時期は、令和３年９月頃の予定です。

　〇**一部早期給付の申請をして認定された方も、給付金の残額（７月～翌３月分）を受給するためには、通常の申請時期（７月中旬）に再度、申請書と必要書類をすべて提出していただく必要があります。**

**一部早期給付を希望せず、一括での支給を希望される方は、通常の申請時期に申請してください。**

通常の申請時期の書類提出については、７月中旬頃、改めてお知らせします。

６　よくあるご質問

　Ｑ．一部早期給付の申請と、通常の時期での申請で、支給金額の違いはありますか？

　Ａ．２回に分けて支給されるか、一括で支給されるかの違いであり、支給額の合計は変わりません。

　Ｑ．一部早期給付の申請をして認定されたので、７月の通常の申請時期は何もしなくてもいいですよね？

　Ａ．一部早期給付の申請をして認定されても、通常の申請時期にも再度、書類をすべて提出していただく必要があります。

　Ｑ．一部早期給付を希望せず、７月の通常の申請時期に申請し、給付金を一括で受取りたいのですが、今何か準備しておく必要はありますか？

　Ａ．一部早期給付を希望しない場合、何もご準備いただく必要はありません。

　　　通常の申請時期の受付を開始したときに、ご準備をお願いします。

　Ｑ．通帳の写しは、何を用意すればよいですか？

　Ａ．通帳を１枚開けたページの写しをお願いいたします。

　　　（金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義人が確認できるページです。）

　　　通帳がない口座の場合はカードの写しで構いませんが、可能な限り通帳の写しをお願いいたします。

　Ｑ．入学時の就学支援金の書類提出のときにマイナンバーを提出しましたが、再度提出する必要はありますか？

　Ａ．必要ありません。

　　　入学時にマイナンバーをご提出いただいた場合、保護者に変更がない限り、他の制度でマイナンバーを提出していただく必要はありません。

　Ｑ．入学時の就学支援金の書類提出のときにマイナンバーを提出したかどうか覚えていません。

　Ａ．就学支援金を申請された方（桃色の紙を提出した方）は、全員マイナンバーをご提出いただいております。

７　提出先　および　問合せ先

　　都立小山台高等学校　経営企画室　学事担当

　　電話：０３－３７１４－８１５５（平日午前８時３０分から午後５時まで）

　　学校からの発信番号：03-3714-8156／03-3714-8157／03-3713-1753／03-3714-8160